

第四次吉富町地球温暖化対策実行計画

令和6年3月策定
吉 富 町

第四次吉富町地球温暖化対策実行計画目次

第1章 基本的事項

1. 国際的な動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
2. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
3. 計画の目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
4. これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
5. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・ P 4
6. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・ P 4
7. 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・ P 6
2. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
3. 排出係数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

第3章 具体的な取組み

1. 再生可能エネルギーの導入・・・・・・・・ P 7
2. 職員共通の取組・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

第1章 基本的事項

1. 国際的な動向

①SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球およびそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

②ワンヘルス

ワンヘルス（One Health）とは、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方です。私たちが健康に暮らしていくためには、地球に暮らす動物、そして地球自身も健康である必要があります。

地球温暖化は、豪雨や台風など様々な災害の原因となり、人だけでなく動植物にも大きな禍をもたらします。また、大規模な森林伐採や急速な開発による都市化は、それまでジャングルの奥地に生息していたウイルスなどの病原体と人が遭遇する機会となり、新しい感染症が発生する恐れがあります。



2. 計画策定の背景

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであり、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、農作物や生態系の変化等が各地で観測されています。2021年8月9日に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書によると、これまで「人間活動が温暖化の支配的な原因である可能性は極めて高い」とされていた評価は「人間活動によって温室効果ガスの濃度が増加していることは疑う余地がない。」となり、今後、私たちは産業革命以降の平均気温上昇を1.5℃未満に抑制するために、これまで以上に積極的な温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

我が国では、2021年10月22日に地球温暖化対策計画（以下「国の計画」という。）が閣議決定され、温室効果ガス排出量を2030年度において平成25年度比26.0%削減する目標から、野心的な目標として46.0%削減するとし、さらに50%の高みに向けて挑戦するという中期目標の達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、同目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すとしています。

吉富町においても、平成31年4月の吉富町第三次地球温暖化対策実行計画（以下「第三次実行計画」という。）の策定及び令和5年3月の改定により、事務および事業に伴って排出される二酸化炭素の削減に取り組みました。また、令和4年1月の気候非常事態宣言及びゼロカーボンシティを目指す表明に伴い、よしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金事業により家庭における電力使用量の削減についても促進してきました。このような中、2030年度までを計画期間とした吉富町第四次地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）を策定し、二酸化炭素排出量の削減目標達成に向けて取り組みます。

3. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画として策定します。吉富町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき、町施設等の再エネ設備導入や省エネ・省資源、廃棄物の減量化など二酸化炭素排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

（中略）

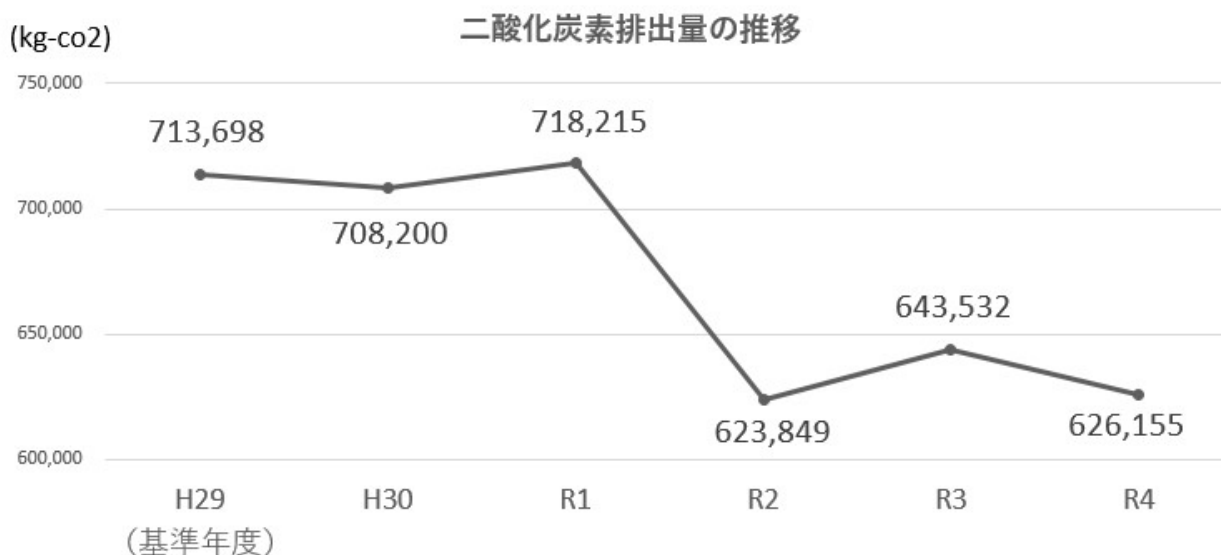
13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

（中略）

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

4. これまでの取組

第三次実行計画では、計画期間を平成31年度(令和元年度)から令和5年度の5年間と定め、基準年度を平成29年度とし、計画期間の最終年度である令和5年度の二酸化炭素排出量を「5%削減する」と目標設定をしていました。期間中の取組として、LED照明の導入等により電気等の使用量を削減したほか、民間企業の第三者所有方式を活用し、公共施設5施設に対して太陽光発電設備を導入しました。結果として令和4年度時点での二酸化炭素排出量は626,155kg-CO₂となり、基準年度比で約14%もの二酸化炭素排出量を削減しました。



5. 基準年度・計画期間・目標年度

本計画の計画期間は令和6年度(2024年度)～令和12年度(2030年度)までの7年間とします。ただし、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

6. 対象とする温室効果ガス

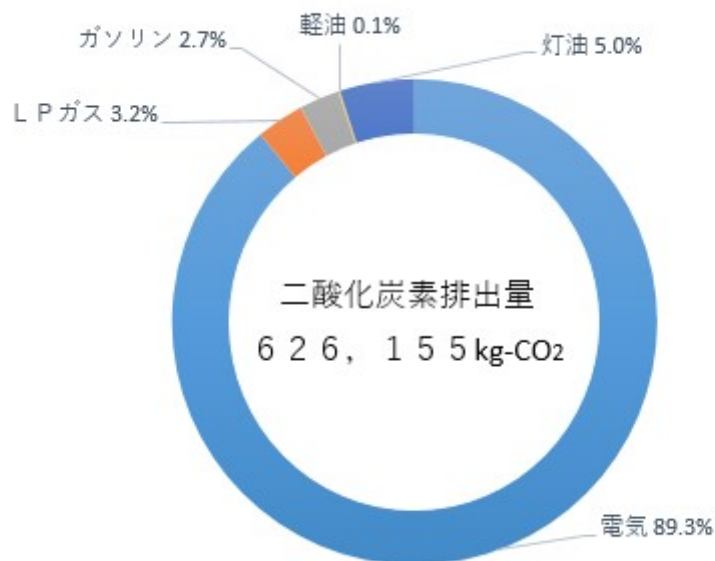
地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項では、温室効果ガスとして①CO₂(二酸化炭素)、②CH₄(メタン)、③N₂O(一酸化二窒素)、④HFC(ハイドロフルオロカーボン)、⑤PFC(パーフルオロカーボン)、⑥SF₆(六フッ化硫黄)及び⑦(三フッ化窒素)NF₃が定められています。

しかしながら、二酸化炭素以外の物質については、本町の事務及び事業の中で排出につながる活動量が少なく、把握が困難なことから、本計画においては温室効果ガスの9割を占める二酸化炭素のみを対象とします。

令和4年度(基準年度)における二酸化炭素の項目別排出量内訳

項目	使用量	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)
電気	1,245,740 kWh	559,337	89.3
LPガス	3,945 m ³	20,057	3.2
ガソリン	7,305 l	16,947	2.7
軽油	226 l	583	0.1
灯油	11,739 l	29,231	5.0
計		626,155	100.0

二酸化炭素排出量の項目別排出量内訳



7. 計画の対象範囲

本計画の対象となる範囲は、本町が行う全ての事務及び事業とします。

ただし、指定管理者制度等により、管理を外部委託している町有施設などについては、本計画の対象外としますが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組みを実践するように要請します。

役場庁舎	吉富フォーユー会館	憩いのやかた
体育館	武道館	町営プール
皇后石研修センター	吉富小学校	こどもの森
子育て支援センター	放課後児童クラブ	あいあいセンター
駅前関連施設	上下水道関連施設	防災・消防関連施設
公園関連設備	漁村センター	漁港関連施設
住民福祉センターひだまり	町営住宅	

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

基準年度である令和4年度における吉富町の事務・事業における二酸化炭素総排出量は626,155kg-CO₂です。

第三次実行計画基準年度 (平成29年度)における 二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	第四次実行計画基準年度 (令和4年度)における 二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	第三次と第四次の 基準年度における二酸化炭素 排出量の差 (kg-CO ₂)
713,698	626,155	87,543

2. 削減目標

本計画では、令和4年度を基準年として、計画期間の最終年度である2030年度の二酸化炭素排出量を224,000kg-CO₂(36%)削減することを目指します。

基準年度 (令和4年度) 排出量 (kg-CO ₂) 626,155	36%削減	目標年度 (令和12年度) 排出量 (kg-CO ₂) 402,155
--	-------	---

第三次実行計画期間では、令和3年10月21日に民間事業者と「脱炭素社会」実現に向けて締結した包括連携協定による屋根貸し方式により、公共施設5施設(消防車庫、防災倉庫、放課後児童クラブ、武道館、漁村センター)へ太陽光発電設備を設置し、令和4年度より本格稼働しています。また、令和5年度から令和8年度にかけて、北九州都市圏域における脱炭素先行地域事業として、第三者所有方式による公共施設5施設(小学校、こどもの森、中学校、クリーンセンター、住民福祉センターひだまり)への再生可能エネルギーの導入を進めているところです。

脱炭素先行地域事業における計画書通りに太陽光発電設備が設置完了した場合、CO₂削減量は約221,000kg-CO₂/年(森林面積約65ha相当)、削減率は2013年度比で45.6%と、国の2030年目標値46%をほぼほぼ達成することができます。

しかし、最終目標である2050年度に実質排出量0を達成するためには、さらなるCO₂排出量の抑制が必要です。今後、LED照明や空調機器の更新などのZEB化や、公用車のEV化など、省エネにつながる設備導入を検討するとともに、次章に記載する「職員共通の取組」を継続して行います。

3. 排出係数

本計画における温室効果ガス排出量の算定にあたっては、次の表の排出係数を使用します。水道使用量及びごみ排出量については集計の対象外としますが、電気使用量等に間接的影響があることに留意し、具体的な取組みにおいて実践の対象とします。

活動区分		単位排出係数
燃料の燃焼	ガソリン（揮発油）	2. 2 9 （ kg-CO ₂ / ℓ ）
	灯油	2. 5 0 （ kg-CO ₂ / ℓ ）
	軽油	2. 6 2 （ kg-CO ₂ / ℓ ）
	液化石油ガス（L P G）	2. 9 9 （ kg-CO ₂ / kg ）
他人から供給された電気の使用		0. 3 9 2 （ kg-CO ₂ / kg ）

（注1）排出係数の設定にあたっては、法施行令第3条に規定する排出係数を使用する。電気単位排出係数については、エフビットコミュニケーションズと九州電力を併用しているため、両社の平均値を使用する。また、原則として計画期間内における排出係数の変更は行わないものとする。ただし、社会情勢等が大きく変化した場合はこの限りでない。

第3章 具体的な取組み

温室効果ガスの排出削減を着実に実行するため、具体的な取組みを次のとおり例示します。職員一人ひとりの心がけが結果に大きく反映されることから、事務・事業の内容、施設、機器の整備状況、労働安全衛生基準等を勘案しながら、積極的に取組みを推進します。

1. 再生可能エネルギーの導入

- ・平成23年度、吉富フォーユー会館に太陽光発電設備を設置済み。
- ・平成26年度、吉富町庁舎への太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置済み。
- ・令和3年度、株式会社シェアリングエネルギー、株式会社LOCAL 2との包括連携協定により、消防車庫、防災倉庫、放課後児童クラブ、武道館、漁村センターに第三者所有方式による太陽光発電設備を設置済み。
- ・令和4年度、脱炭素先行地域に選定され、令和5年度から令和8年度にかけ、脱炭素に向けた取組みとして、高圧電力を使用する公共施設等へ第三者所有方式による太陽光発電設備及び蓄電池の導入を計画している。

2. 職員共通の取組

本計画では、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であり、COOL CHOICE(賢い選択)を行うことが重要です。

※「COOL CHOICE」とは、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

①物品の購入に当たっての取組

環境物品等の調達に関する基本方針に基づき、環境への負荷が少ない製品等を購入することで環境負荷の低減を図ることを目的とします。

項目	主な取組内容
用紙類	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内LANやLOGOチャット等を活用し、庁舎内文書のペーパーレス化を推進する。 ○コピー用紙及びトイレトーパー等は原則として古紙配合率100%のものを購入する。
電気製品	<ul style="list-style-type: none"> ○OA機器（コンピュータ、ディスプレイ、プリンター、ファクシミリ、複写機、複合機、スキャナー）は、省エネルギー型機器を購入する。 ○冷蔵庫、洗濯機、テレビその他の電気製品は、エネルギー消費効率のよい省エネルギー型の製品を購入する。
文具、事務機器	<ul style="list-style-type: none"> ○文具、事務機器等は、詰め替え可能な文具等、環境への負荷の少ないものを購入する。 ○製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮する。 ○環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努める。
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ○更新時には、クリーンエネルギー自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）又はハイブリッド自動車などの積極的な導入に努める。

②用紙及び電気等の使用に当たっての取組

電気、燃料等の使用に当たり、省エネ化を推進し二酸化炭素の削減を図ります。

項目	主な取組内容
用紙使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○裏面コピー、両面コピー、縮小コピーを徹底する。 ○ミスコピー防止のため、コピー機の使用後はオールクリアキーを押し、不要紙が出ないように努める。
電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機器の適切な温度に設定し、使用時間を短縮する（冷房28℃、暖房20℃を目安）。 ○ブラインドを冷気、暖気の調整として積極的に利用する。 ○不要な電化製品の使用を行わず、可能なものは、電源ケーブルをコンセントから抜く。 ○昼休み及び勤務時間外における照明の点灯は必要最低限の数にとどめる。特に使用していない部屋やトイレの消灯を徹底する。 ○OA機器は、昼休みほか長時間使用しないときは電源を切る。 ○晴天時等、窓際の照度が十分得られる場合は窓際の消灯に努める。 ○災害やその他突発的な業務のため、やむを得ず残業する場合も、業務に支障のない範囲で部分消灯を徹底する。

燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車の燃料削減のため、アイドリングストップや急発進、急加速を控え、エコドライブに努める。 ○公用車には不要な荷物を積んだまま運転せず、タイヤの空気圧をこまめにチェックする。 ○相乗りにより効率的な利用を図る。 ○近距離の移動の際には公用車を利用せず、徒歩や自転車を利用する。
水道使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○洗面所や洗車時等における日常的な節水に努める。 ○冬季以外の給湯供給期間を短縮する。 ○自動水栓などの節水型機器の導入に努める。

③廃棄に当たっての取組

3R {廃棄物の発生抑制 (リデュース Reduce)、再使用 (リユース Reuse)、再生利用 (リサイクル Recycle) }の推進に努めます。

項目	主な取組内容
廃棄物発生量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済み封筒やファイル、フォルダー等を再利用する。 ○各課において古紙等の回収ボックスを設置し、リサイクルを推進するとともに、分別収集や廃棄物の発生抑制の徹底に努める。 ○コピー機、プリンターのトナー及びインクカートリッジは、業者による回収を徹底する。 ○会議資料は余剰を生じないように印刷する。 ○使い捨て容器の購入はできるだけ控える。
再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済み用紙はメモ用紙とするなど再利用を促進する。 ○両面印刷、裏面コピー等を採用し、使用する用紙量の削減に努める。 ○不要資料、チラシ等の受け取りを自粛する。 ○リサイクル可能な製品の購入を推進する。

④建築及び管理に当たっての取組

施設の新築、改築をする際は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理のもと長寿命や省電力型設備の導入などで節電対策を推進するよう努めます。

また、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のために緑化の推進に努めます。

項目	主な取組内容
省エネルギーに配慮した建築・改修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○LED照明等への切替えを推進し、消費電力削減に努める。 ○太陽光発電や太陽熱等の省エネルギー型設備の導入に努める。 ○新築、改築をする時は、環境に配慮した工事実施とともに環境負荷の低減に配慮した施設を整備し、適正な管理に努める。 ○採光や通風など自然エネルギーの十分な活用を図る。 ○緑のカーテンの普及など公共施設の緑化を推進する。

⑤イベント開催等

イベント時には、廃棄物発生の抑制やリサイクルの推進に努めます。

項目	主な取組内容
イベント等での住民に対する周知	○配布物や販売物の過剰包装を抑え、廃棄物の抑制に努める。 ○分別ごみ箱を設置し、廃棄物の再資源化に努める。 ○エコファミリー事業を推進する。 ○マイバック運動を推進する。

⑥職員の環境保全に関する意識向上

町の事務・事業は規模の大きな経済主体です。地球温暖化の一助となるよう職員の一層の意識向上を図り、継続的な環境配慮に努めます。

項目	主な取組内容
情報の提供等	○環境問題あるいは、環境保全に関する情報の提供を行う。 ○不要な残業等を控えるなどの呼びかけを行う。 ○エコファミリー事業の参加に努める。 ○電気ポットの使用を抑制するため、マイボトル運動を推進する。 ○職員のエレベーターの使用は原則として禁止する。 ○分別を徹底し、庁舎内で排出されるごみの削減に努める。 ○職員の意識向上を図るため、参加できる行事については、情報提供を行い、参加を呼びかける。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

本計画の実施にあたり、「推進本部」「推進責任者及び推進員」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部

町長を本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織する。
計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

(2) 推進責任者及び推進員

各課長を推進責任者として位置づけるとともに、各課及び各出先機関に1名以上の「推進員」を置きます。「推進員」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図ります。

(3) 事務局

事務局を住民課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

2. 点検体制

「事務局」は、各課の「推進員」から本計画の実施状況を半年に1度報告を受け、進捗状況、点検評価を点検します。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回公表します。

(推進体制図)

